えきペディア広告掲載基準

2011 年 11 月 1 日制定 NPO 法人まちの案内推進ネット

弊所広告掲載基準は、「新聞広告倫理綱領」の趣旨にもとづく、「新聞広告掲載基準」を指針としています。

以下に該当する広告は掲載しない。

- 1. 責任の所在が不明確なもの。
- 2. 内容が不明確なもの。
- 3. 以下に記載のような、虚偽または誤認されるおそれがあるもの。
 - (a) 編集記事とまぎらわしい体裁・表現で、広告であることが不明確なもの。
 - (b) 統計、文献、専門用語などを引用して、実際のものより優位または有利であるような表現のもの。
 - (c) 社会的に認められていない許認可、保証、賞または資格などを使用して権威づけようとするもの。
 - (d) 取り引きなどに関し、表示すべき事項を明記しないで、実際の条件よりも優位または有利であるような表現のもの。
- 4. 比較または優位性を表現する場合、その条件の明示、および確実な事実の裏付けがないもの。
- 5. 事実でないのに社会的な影響力のある団体または個人が広告主を支持、またはその商品やサービスなどを推奨、 あるいは保証しているかのような表現のもの。
- 6. 投機、射幸心を著しくあおる表現のもの。
- 7. 以下に記載のような、社会秩序を乱す次のような表現のもの。
 - (a) 暴力、とばく、麻薬、売春などの行為を肯定、美化したもの。
 - (b) 醜悪、残虐、猟奇的で不快感を与えるおそれがあるもの。
 - (c) 性に関する表現で、露骨、わいせつなもの。
 - (d) その他風紀を乱したり、犯罪を誘発するおそれがあるもの。
- 8. 債権取り立て、示談引き受けなどをうたったもの。
- 9. 非科学的または迷信に類するもので、読者を迷わせたり、不安を与えるおそれがあるもの。
- 10. 名誉棄損、プライバシーの侵害、信用棄損、業務妨害となるおそれがある表現のもの。
- 11. 氏名、写真、談話および商標、著作物などを無断で使用したもの。
- 12. 皇室、王室、元首および内外の国旗などの尊厳を傷つけるおそれがあるもの。
- 13. アマチュアスポーツに関する規定に反し、競技者または役員の氏名、写真などを利用したもの。
- 14. オリンピックや国際的な博覧会・大会、その他の団体などのマーク、標語、呼称などを無断で使用したもの。
- 15. 詐欺的なもの、または、いわゆる不良商法とみなされるもの。
- 16. 代理店募集、副業、内職、会員募集などで、その目的、内容が不明確なもの。
- 17. 通信販売で連絡先、商品名、内容、価格、送料、数量、引き渡し、支払方法および返品条件などが不明確なもの。
- 18. 通信教育、講習会、塾または学校類似の名称をもちいたもので、その実体、内容、施設が不明確なもの。
- 19. 謝罪、釈明などの広告。
- 尚、弊所広告掲載基準審査会の審査により、広告の内容によっては上記以外の理由でも掲載をお断りする場合があります。 あらかじめ、ご了承ください。